

地方公務員共済組合の更新組合員等で外國政府職員等の期間を有するものが申出をした場合における長期給付に関する措置等に関する政令(昭和四十三年政令第三百四十五号)第二条第一項の規定に基づき、地方公務員共済組合の更新組合員等で外國政府職員等の期間を有するものの申出の手続に関する省令を次のように定める。

一 地方公務員共済組合の更新組合員等で外國政府職員等の期間を有するものが申出をした場合における長期給付に関する措置等に関する政令(昭和四十三年政令第三百四十五号)以下「令」という。)第二条第一項の申出は、別紙様式第一号による申出書を地方公務員共済組合に提出してするものとする。この場合において、次の各号の一に該当するときは、当該各号に掲げる書類を添えなければならない。

一 令第一条第一項に規定する者(その者に係る令第二条第二項に規定する遺族を含む)が申出をするとき その者に係る昭和四十二年度における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十三年法律第百十一条)附則第四条第一項に規定する退職年金、減額退職年金又は遺族年金(次号において「退職年金等」という。)の年金証書

二 退職年金等を国民金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供しているとき 令第二条第一項の申出をすることについての同公庫の同意書

三 同順位の遺族が二人以上あるとき 別紙様式第二号による総代者選任書

前項の規定は、令第一条第四項の申出について準用する。この場合において、前項中「別紙様式第一号」とあるのは「別紙様式第三号」と、「令第一条第一項」とあるのは「令第一条の二第一項」と、「令第二条第二項」とあるのは「令第二条第四項において準用する同条第二項」と、「昭和四十二年度における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十三年法律第百十一号)附則第四条第一項」とあるのは「昭和四十二年度における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法

3 第一項の規定は、令第二条第五項の申出について準用する。この場合において、第一項中「別紙様式第一号」とあるのは「別紙様式第四号」と読み替えるものとする。

4 第一項の規定は、令第二条第六項の申出について準用する。この場合において、第一項中「別紙様式第一号」とあるのは「別紙様式第六号」と、「令第一条第一項」とあるのは「令第三条第一項」と、「令第二条第二項」とあるのは「令第二条第五項において準用する同条第二項」と、「昭和四十二年度における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十三年法律第百十一号）」とあるのは「昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十七年法律第八十二号）」と、「令第二条第五項」と、「令第二条第六項」の申出について準用する。この場合において、第一項中「別紙様式第一号」とあるのは「別紙様式第七号」と、「令第一条第一項」とあるのは「令第三条第一項」と、「令第二条第二項」とあるのは「令第二条第六項において準用する同条第二項」と、「昭和四十二年度における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十三年法律第百十一号）附則第四条第一項」とあるのは「昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第七十五号）附則第八条」と、「令第二条第一項」とあるのは「令第二条第六項」と、「別紙様式第一号」とあるのは「別紙様式第八号」と読み替えるものとする。

5 第一項の規定は、令第二条第七項の申出について準用する。この場合において、第一項中「別紙様式第一号」とあるのは「別紙様式第九号」と、「令第一条第一項」とあるのは「令第三条第一項」と、「令第二条第二項」とあるのは「令第二条第七項において準用する同条第二項」と、「昭和四十二年度における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律（昭和

6
第一項の規定は、令第二条第八項の申出について準用する。この場合において、第一項中「別紙様式第一号」とあるのは、「別紙様式第十一号」と、「令第一条第一項」とあるのは、「令第一条第六項」と、「令第二条第二項」とあるのは、「令第二条第八項において準用する同項」である。「令第二条第八項」と、「昭和四十二年度における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律(昭和五十年法律第八十号)附則第五条」と、「令第二条第八項」とあるのは、「昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第八十号)附則第五条」と、「令第二条第八項」とあるのは、「令第二条第八項」と、「別紙様式第二号」とあるのは、「別紙様式第十二号」と読み替えるものとする。

附 則

この省令は、昭和四十四年一月一日から施行する。

附 則 (昭和四六年一〇月一日自治省令第二〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四七年九月三〇日自治省令第二五号)

この省令は、昭和四十七年十月一日から施行する。

附 則 (昭和四八年一〇月一日自治省令第二七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四九年八月三一日自治省令第三二号)

この省令は、昭和四十九年九月一日から施行する。

附 則 (昭和五〇年一月二〇日自治省令第二五号)

この省令は、公布の日から施行する。

別紙様式第1号

別紙様式第2号

説明会第2号	御社選考用書
代理人名	
年 月 日	
受取販賣員の連絡	
上記の事項を記入せられなければ、本件は公序良俗等の理由により不承認とされ、本件の取扱いはお断りとさせていただきます。御了承下さい。	
仕 実	●
空 白	
空 白	
受取販賣員の連絡	
仕 実	●
空 白	
空 白	
受取販賣員の連絡	
仕 実	●
空 白	
空 白	
受取販賣員の連絡	

別紙様式第3号

(注)(x) および(i)の欄は、販売取扱員等が仕出を行なう場合に記載し、この場合には、(c)及び(d)の欄は、記入しないこと。
 (g) (d)及び(e)の欄は、通常が仕出を行なう場合に記載し、この場合には、(b)及び(f)の欄は、記入しないこと。
 備考：用紙の大さきは、日本工業規格B5とする。

別紙様式第4号

前代書名	□
年月日	□
変更理由	
上記の書名変更理由欄に記入せられた書名を改めることによる誤り等の場合は、改めた書名を記入せよ。又、改めた書名が本館蔵書登録用紙第1種の「新規登録」欄に記入せられた場合は、前代書名欄に記入せよ。	
変更後書名	□
変更理由	□
変更月日	□
変更担当者名(新規登録の時は既存の担当者)	
変更後書名	□
変更理由	□
変更月日	□
変更担当者名(新規登録の時は既存の担当者)	
変更後書名	□
変更理由	□
変更月日	□
変更担当者名(新規登録の時は既存の担当者)	

別紙様式第5号

(達)(1) ①及び②の欄は、更刻組員等が奉仕を行なう場合に記載し、この場合には、③及び④の欄は、記入しないこと。
 (2) ①及び②の欄は、退旗が奉仕を行なう場合に記載し、この場合には、③及び④の欄は、記入しないこと。

別紙様式第6号

別紙第2式提出書		記入者選択書
記入者名	氏名	◎
記入者性別	性別	◎
記入者年齢	年齢	◎
記入者職業	職業	◎
記入者年齢と性別	年齢と性別	◎
記入者年齢と職業	年齢と職業	◎
記入者年齢と性別と職業	年齢と性別と職業	◎

別紙様式第7号

○欄は、記入しないこと。
 (2)及び(3)の欄は、通常が争点を行なう場合に記載し、この場合には、(1)及び(3)の欄は、記入しないこと。
 備考：用紙の大きさは、日本工業規格B4とする。

別紙様式第8号

取扱い会員名		
会員名		
又販賣員名の記録		
上記会員名のうち、販賣員名に記入する場合は会員名の会員の名前と販賣員の名前を二行で記入せよ。又販賣員名を記入する場合は販賣員の名前と販賣員の姓氏を記入せよ。		
会員名	北	南
又販賣員名	東	西
又販賣員名の姓氏		
会員名	北	南
又販賣員名	東	西
又販賣員名の姓氏		
会員名	北	南
又販賣員名	東	西
又販賣員名の姓氏		
会員名	北	南
又販賣員名	東	西
又販賣員名の姓氏		

別紙様式第9号

(選)(C) 自分がどの権は、更新組合員等が手本を行う場合に記載し、この場合には、◎及び◎印を記入しないこと。
(D) 自分がどの権は、通常が手本を行う場合に記載し、この場合には、◎及び◎の権は、記入しないこと。
備考：紙版の大書きは、工事用墨線ならとする。

別紙様式第10

別冊付録10号		代用券券番
販売者名	名前	①
月 日	年月日	②
支店名	支店名	③
支店の所在地	支店の所在地	④
上記の販売者名と月日と支店名と年月日と支店の所在地と合わせて、必ずこの券番を記入して下さい。また、この券番を改ざんする場合は、必ず改めて此券番に記入して下さい。又、此券番に記入する場合は、必ず此券番の各欄に記入して下さい。	券番	⑤
	名前	⑥
	年月日	⑦
	支店名	⑧
	支店の所在地	⑨
	券番	⑩
	名前	⑪
	年月日	⑫
	支店名	⑬
	支店の所在地	⑭

(注)(1)及び(2)の場合は、販売組合員等が手帳を行う場合に記載し、この場合には、(D)及び(D')の欄を記入しないこと。
 (3)及び(4)の場合は、連絡者が手帳を行う場合に記載し、この場合には、(D)及び(D')の欄を記入しないこと。
 備考:用紙の大きさは、A4(用紙面積約650mm²)とする。

別紙第2項第12号		代理人登録書	
代理人名	佐藤 光一	登録年月日	平成25年1月1日
受取人登録年月日の記述欄	上記の登録年月日を受取年月日と同一とする旨を記入する場合は、この欄に「平成25年1月1日」を記入して下さい。	登録年月日	平成25年1月1日
代理人登録年月日の記述欄	上記の登録年月日を代理人登録年月日と同一とする旨を記入する場合は、この欄に「平成25年1月1日」を記入して下さい。	代理人登録年月日	平成25年1月1日
仕事登録年月日の記述欄	上記の登録年月日を仕事登録年月日と同一とする旨を記入する場合は、この欄に「平成25年1月1日」を記入して下さい。	仕事登録年月日	平成25年1月1日

文明の道具箱もしくは箱